

柏市公共施設予約システムの用語の定義

用語	定義
1 施設区分	以下の7つの施設区分ごとに施設は分類される 1：スポーツ施設 2：中央公民館 3：近隣センター 4：パレット柏 5：アミューゼ柏 6：柏市民文化会館 7：総合福祉センター
2 施設	旭町近隣センター，富勢運動場など ※詳細は別紙1「管理対象施設一覧」参照
3 室場	野球場，テニスコートA面，会議室，多目的ホール など 一つのグラウンドや会議室を分割してA面（1/2），AB面（全面）で貸し出す場合がある。 ※ 予約の対象は室場である。
4 備品・設備	ナイター照明，指揮台 など ※ 室場の利用に伴い，予約を必要とする附属物
5 施設の団体（利用者）区分	スポーツ施設の「スポーツ施設利用の個人登録」，近隣センターの「近隣センターの優先団体登録」，「近隣センター利用の登録団体登録」，アミューゼ柏の「アミューゼ柏の団体（市内）登録」等 ※詳細は，別紙4-2「運用シート（用語定義・セット抽選）」参照